



税制改正のあらまし

法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ（「地方税関係」参照）、これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成28年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
(参考) 大法人向け法人事業税所得割 *地方法人特別税を含む *年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
(参考) 国・地方の法人実効税率 *標準税率ベース	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 欠損金の控除限度額の引下げ

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額の100%）が存置されます。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度
欠損金の控除限度額	繰越控除前の 所得金額の80%	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%

(2) 繰越期間の延長

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年（現行9年）に延長されます。

適用時期

(1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(2)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3 受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度について、現行の持株比率の基準及び益金不算入割合が見直され、次のとおりとなります。

現行		改正案	
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
		5%超1/3以下	50%
25%以上	100%	1/3超	100%

(注) 持株比率5%超1/3以下の株式等及び持株比率5%以下の株式等については、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

4 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について、「一般試験研究費」の控除限度額が「法人税額の25%」に見直されるとともに、「特別試験研究費」の控除限度額を別枠化（5%）し、控除限度額の総枠が「法人税額の30%」とされました。また、「特別試験研究費」の範囲が拡充されるとともに、税額控除率についても引き上げられます。

《現行》

控除限度の総枠		法人税額の30% (今年度末まで。原則は20%)
一般試験研究費	税額控除率	8~10% (中小法人12%)
	控除限度額	法人税額の30% (今年度末まで。原則は20%) ※ 控除限度超過額は1年間繰越。
特別試験研究費	範囲	以下の試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究
	税額控除率	12%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内

《改正案 (平成27年度改正)》

控除限度の総枠		法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	8~10% (中小法人12%)
	控除限度額	法人税額の25% ※控除限度超過額の繰越は廃止。
特別試験研究費	範囲	以下のとおり拡充 ・「③中小企業者への委託研究」について、委託先に、公益法人等(※社会医療法人等を含む)、地方公共団体の機関・地方独立行政法人(※公立病院を含む)等を追加 ・「⑥中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加 ※①の「国の試験研究機関等」の範囲の見直し 現行の「試験研究独立行政法人」を「国立研究開発法人」に見直し
	税額控除率	①:30%、②~⑥:20%
	控除限度額	法人税額の5% (別枠)

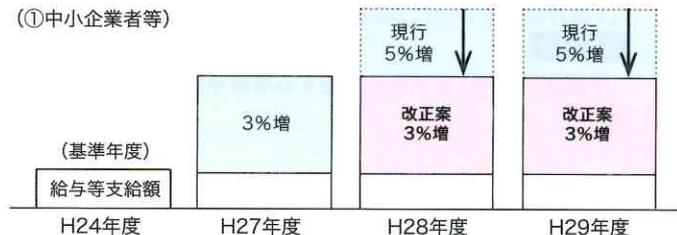
適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の見直しが行われます。

①中小企業者等



②中小企業者等以外の法人



適用時期

①の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。②の改正は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

6 地方拠点化税制の創設

企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の承認を受けた企業に対して、一定の建物等に係る投資減税(特別償却又は税額控除)、雇用促進税制の特例が講じられます。

《例》東京23区からの移転の場合

- ① 本社等の建物等に係る投資減税…特別償却25%又は税額控除7% (27・28年度。29年度は4%)
- ② 雇用促進税制の特例…地方拠点の増加雇用者数1人あたり最大80万円の税額控除(最大の場合、3年間合計で140万円)

適用時期

投資減税については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認を受けた日から2年以内に取得等をする建物等について適用されます。

また、雇用促進税制の特例については、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

地方税関係

1 外形標準課税

(1) 法人事業税の税率の見直し

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおり改正されます。なお、法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税(付加価値割及び資本割)が2年間で1/2に拡大されます。

	現行	改正案		
		平成27年4月1日以後開始事業年度	平成28年4月1日以後開始事業年度	
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注1) 所得割のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

(2) 外形標準課税の拡大による配慮措置

- ① 一定規模以下の法人において、事業税額が外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置が講じられます。

- ② 法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度が導入されます。

2 ふるさと納税の拡充

- (1) 個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額の上限が個人住民税所得割の2割（現行1割）に拡充されます。
- (2) 確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが創設されます。

適用時期

(1)の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。(2)の改正は平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。

消費税関係

消費税10%引上げ時期の変更

- (1) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日とされます。
- (2) 消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正が行われます。
- (3) 「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されます。

所得税関係

1 ジュニアNISAの創設

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が創設されます。

ジュニアNISAの概要

非課税対象	20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
年間投資上限	80万円
非課税投資総額	最大400万円（80万円×5年間）
口座開設期間	平成28年から平成35年までの8年間（適用期限は現行NISAと同様）
非課税期間	最長5年間
運用管理	親権者等の代理又は同意の下で投資 18歳になるまで原則として払出し不可

適用時期

平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

2 NISAの改正

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、120万円（現行：100万円）に引き上げられます。

適用時期

平成28年1月1日以後に設けられる非課税管理勘定について適用されます。

3 住宅ローン控除等の延長

住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、適用期限（平成29年12月31日）が1年6ヶ月延長され、平成31年6月30日までとされます。

資産税関係

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成27年の非課税枠が拡大されるとともに、消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減に対応するための措置が講じられた上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

対象期間	消費税率10%の場合（注1）		左記以外の場合（注2）	
	耐震・エコ・ （注3） バリアフリー住宅	一般住宅	耐震・エコ・ （注3） バリアフリー住宅	一般住宅
26年1月～26年12月			1,000万円	500万円
27年1月～27年12月			1,500万円	1,000万円
28年1月～28年9月			1,200万円	700万円
28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

（注1） 消費税率10%で住宅購入を契約した者について適用。

（注2） 消費税率8%で住宅購入を契約した者及び個人間売買により中古住宅の購入を契約した者について適用。

（注3） ・耐震住宅：耐震等級2以上又は免震建築物に該当する住宅
・エコ住宅：省エネ等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上（27年より追加）の住宅（※一般的に、太陽光パネル等の設置を伴う増改築等をした住宅は、一次エネルギー消費量等級4を満たす）
・バリアフリー住宅（27年より追加）：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

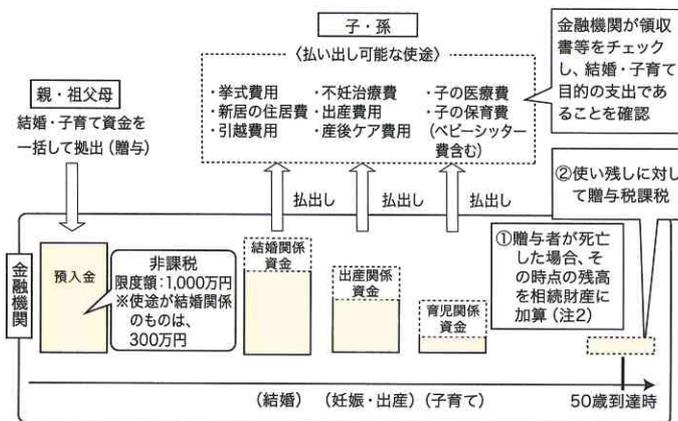
2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の

非課税措置の創設

個人(20歳以上50歳未満の者に限ります。以下「受贈者」といいます)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)までの部分については、贈与税が課されないこととされます。

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(20歳~50歳、受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円が非課税とされます。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます(注2)。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、使い残しに対しては、贈与税が課税されます。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいいます。

(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象とされません。

適用時期

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出される結婚・子育て資金に係る贈与税について適用されます。

*このパンフレットは、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

3 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、特例対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられた上で、適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

その他

1 財産債務明細書の見直し

財産債務明細書について、次の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます。

(1) 提出基準の見直し

「所得2千万円超であること」かつ「総資産3億円以上または有価証券等(注)1億円以上(12月31日時点)であること」とされます。

(注)「有価証券等」の範囲は、出国時特例の対象資産と同様

(2) 記載内容の見直し

記載内容は、国外財産調書と同様とされます(例:不動産は所在地別に、有価証券等は銘柄別に記載。価額は原則として時価(見積価額も可)とされます)。また、出国時特例に活用する観点から、有価証券等については取得価額も併記します。

(3) 過少申告加算税等の特例

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。

適用時期

平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

2 空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置(課税標準を1/6又は1/3とする特例)及び都市計画税の課税標準の特例措置(課税標準を1/3又は2/3とする特例)の対象から除外する措置が講じられます。

法人会

消費税期限内納付

推進運動